

2024年6月12日
(ウェブ会議)

2024年度 第1回県本部消防担当者会議 議案資料

目 次

<議案>

1. 消防職場の課題と共有 ～全消協の取り組み～..... 1
2. 消防防職員委員会について
～民主的な職場環境を構築し、質の高い消防サービスの実現にむけて～.. 20
3. 消防職員の処遇改善にむけた取り組み..... 32

2024年度第1回県本部消防担当者会議

次 第

日時：2024年6月12日（水）13：30～15：20（会議）

15：20～15：50（県本部、県消協・単協との打合せ）

13：30 開会 (司会) 上野 友里子 法対労安局長

13：30～13：35 本部あいさつ
林 鉄兵 自治労本部総合労働局長

13：35～13：40 全消協あいさつ
須藤 洋典 全消協会長

13：40～14：20 全消協からの提起①
「消防職場の課題と共有～全消協の取り組み～」
藤木 亜純 全消協事務局次長

14：20～14：50 全消協からの提起②
「消防職員委員会について
～民主的な職場環境を構築し、
質の高い消防サービスの実現にむけて～」
佐藤 昭徳 全消協副会長

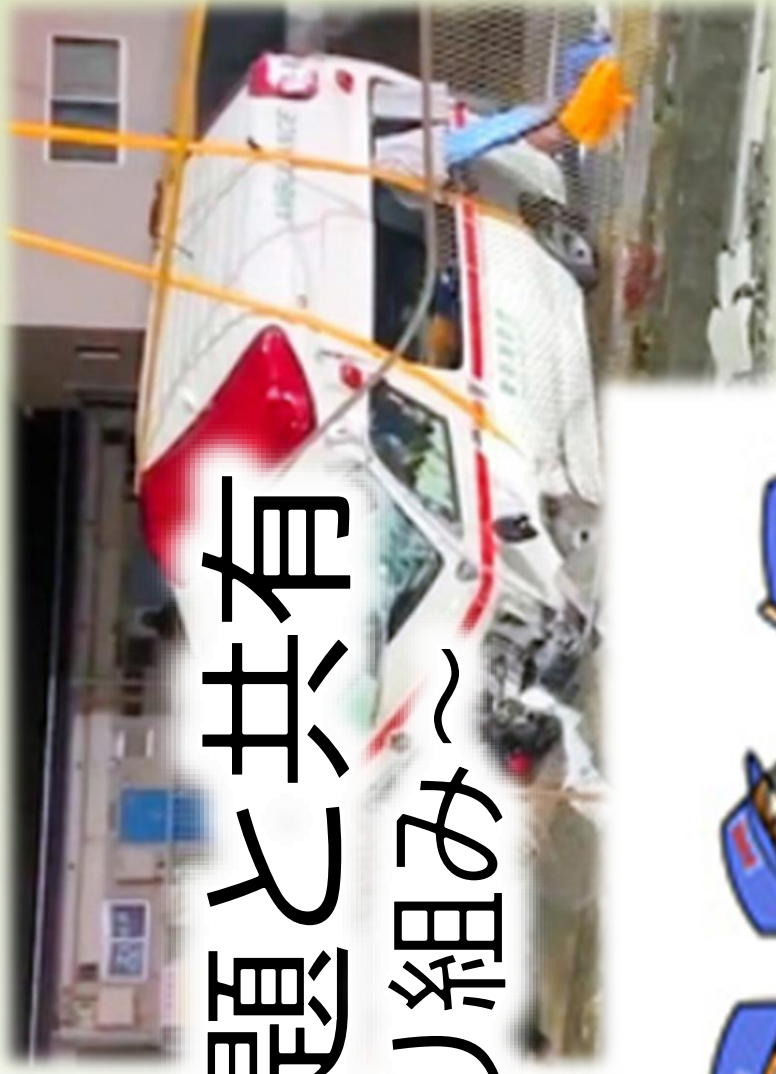
14：50～15：00 自治労からの取り組み提起
「消防職員の処遇改善にむけた取り組み」
林 鉄兵 自治労本部総合労働局長

15：00～15：15 質疑応答

15：15～15：20 まとめ

※ 会議終了後、16時まで県本部、県消協・単協で、処遇改善の取り組みにむけた打ち合わせを行ってください。

消防職場の課題と共有 ～全消協の取り組み～



職場・現場における実践と経験から、国民・住民の命と暮らしを守る消防・救急業務を確立するため、その質の向上をはかるとともに、民主的で働きやすい職場づくりを目的に自主的団体として結成

結成年月：1977年8月

2023年9月に、第47回定期総会を開催

単協数：181単位協議会(全消防本部数：722本部)

会員数：11,597人(全消防職員数：167,861人)



1. 全消協 2024年度執行体制(四役)

会長 須藤 洋典(すどう ひろのり)
高松市消防職員協議会(香川県)



副会長 佐藤 昭徳(さとう あきのり)
延岡市消防職員協議会(宮崎県)



副会長 長谷部 寛(はせべ ひろし)
交野市消防職員協議会(大阪府)



1. 全消協 2024年度執行体制(四役)

事務局長

川北研人(かわきた けんと)

四日市市消防職員協議会(三重県)



事務局次長

岡 大祐(おか だいすけ)

佐伯市消防職員協議会(大分県)



事務局次長

長谷川 亜純(はせがわ あすみ)

函館市消防職員協議会(北海道)



1. 全消協 2024年度執行体制(幹事)

- ▶ 北海道ブロック幹事 佐々木 嘉孝(ささき よしたか) 音威子府村消防職員協議会(北海道)
- ▶ 東北ブロック幹事 榊澤 隼人(かばさわ はやと) 新潟市消防職員協議会(新潟県)
- ▶ 関東甲ブロック幹事 石井 英樹(いしい ひでき) 長生郡市広域消防職員協議会(千葉県)
- ▶ 北信ブロック幹事 清水 大輔(しみず だいすけ) 上田消防職員協議会(長野県)
- ▶ 東海ブロック幹事 鹿島田 真弘(かしまだ まさひろ) 鳥羽市消防職員協議会(三重県)
- ▶ 近畿ブロック幹事 森崎 雅己(もりさき まさき) 奈良県広域消防職員協議会(奈良県)
- ▶ 中国ブロック幹事 小林 俊明(こばやし としあき) 尾道消防職員協議会(広島県)
- ▶ 四国ブロック幹事 永楽 勝久(えいらく かつひさ) 鳴門市消防職員協議会(徳島県)
- ▶ 九州ブロック幹事 北川 彰平(きたがわ しょうへい) 杵藤地区消防職員協議会(佐賀県)
- ▶ 女性連絡会代表 朽木 麻里奈(くちき まりな) 西いぶり消防職員協議会(北海道)
- ▶ ユース部代表 鈴木 直人(すずき なおと) 湯沢雄勝消防職員協議会(秋田県)

2. 能登半島地震への対応

1都2府16県から緊急消防援助隊が出動！



2. 能登半島地震への対応

長期におよぶ災害派遣

＜派遣者の課題＞

- ・感染症による体調不良
- ・惨事ストレスによるメンタル不調
- ・出勤手当や旅費、日当等の自治体間の格差
- ・女性消防吏員の派遣見送り

＜派遣元消防本部の課題＞

- ・消防本部の消防力を維持した上での災害派遣
- ⇒勤務人員の確保

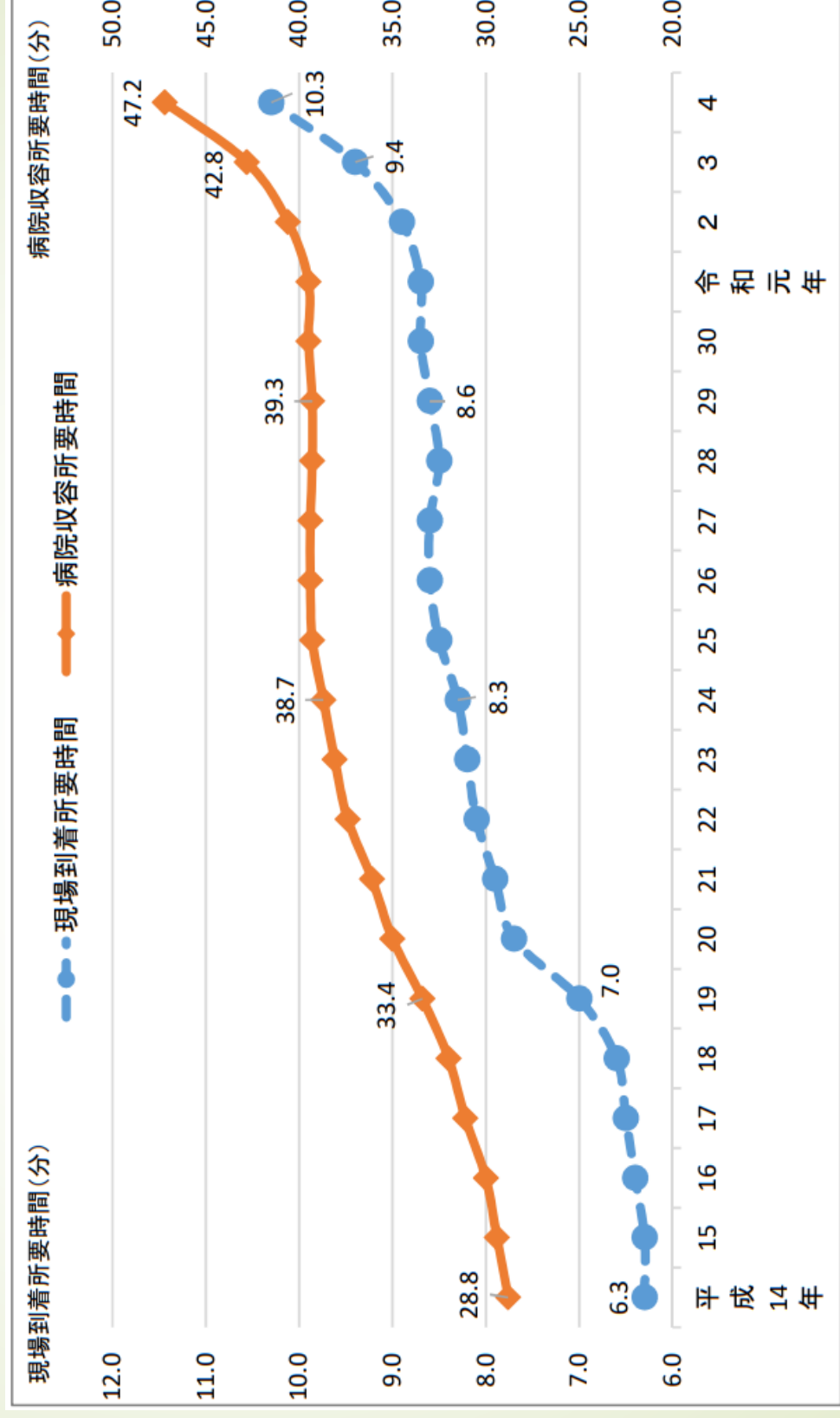
国難災害

南海トラフ・首都直下型地震に対応できるのか！

3. 救急体制が逼迫

救急車の出動件数と現場到着所要時間

救急出動件数は、過去最多を更新し続けており、救急体制は逼迫、年々現場到着時間が遅延傾向にある。**2021年の現場到着時間は9.4分、2022年は過去最長の10.3分となった。緊急度の高い救急要請に対応できていない例もみられる。**



4. 消防職員の殉職事故

全国各地の火災現場において、消防職員の殉職事故が多発している。安全管理の徹底が行われているが、救急要請の逼迫に加えて、訓練指導、立入検査など現場対応以外の業務が多忙で、消防職員は疲弊している。

また、耐火構造建物の普及による火災件数の減少で消火経験が不足している現状において、経験不足を補う訓練実施の時間も減少している。



静岡市葵区の火事現場 2022年8月

「事故原因特定できず」…消防士が殉職したビル火災 事故調査委員会が結論 静岡市

石狩倉庫火災 消防司令の男性1人死亡 死因は窒息死

会員限定記事

2023年7月20日 21:31(7月20日 22:07更新)

あとで読む



5. 消防職場をとりまくハラスメント

ハラスメントが多発！

- ・ 職場内におけるパワハラ、セクハラ、マタハラ



発生要因1

24時間勤務体制のため、共通ごす時間が長く、距離感を見誤り、一方的な感情を抱くことがある

発生要因2

上意下達な文化および階級制度があることから命令口調や強要させるような関係性となることがある

- ・ 救急搬送時の医療機関関係者からのパワハラ
- ・ 傷病者から通報者からのカスハラ

業務遂行
に支障

6. 新たな感染症への対策

名城大学の畑中教授が実施した「新型コロナウイルス流行下の救急活動に関する調査2023」に協力し、調査結果から新たな感染症対策に向けた提言を受けた。

提言

- ① 感染防護資器材の備蓄・確保方法の検討と改良
- ② 病院選定と搬送にかかる負担の解消
- ③ 感染危険手当のさらなる充実
- ④ 活動負担・業務過多の見直し
- ⑤ 救急車の適正利用 一般の方も救急活動に理解を

結果 — 救急活動に関わる不安やストレス —



受け入れ病院決定までに時間を要することがストレスになった

病院選定と搬送に関わるストレスは年々悪化

⇒総務省消防庁の救急搬送困難事案の解消にむけた対策は何ら機能していない！



7. 消防職場に今、何が必要か？

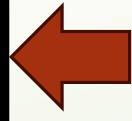
◆ 計画的な増員

- ・長期化する大規模災害への対応強化
- ・逼迫する救急需要に対する体制強化
- ・新たな感染症にむけた対策
- ・安全管理体制の充実

◆ 誰もが働きやすい消防職場

- ・ハラスメントへの対応
- ・柔軟な勤務体制の検討
- ・女性消防吏員の職域拡大
- ・高年齢職員の働き方への対応

8. 全消協の取り組み



ILO総会基準適用委員会議
長集約にかかる定期協議



要請行動

国会での質問

自治労消防政策議員懇談会を開催

2024年3月6日、衆議院第2議員会館において、自治労消防政策議員懇談会を開催。衆議院議員48人、参議院議員22人の計70人の国会議員が出席した。消防職場の抱える課題等について、意見交換をし、今後につながる貴重な機会となった。



自治労消防政策議員懇談会を開催

多くの議員から質疑があり、緊急消防援助隊の処遇、救急需要のひっ迫、ハラスメント、全消協の組織強化・拡大、消防職員への団結権の付与等、多岐のテーマにわたった。



質疑者は、以下の通り(質疑順)。

立憲民主党 小川 淳也議員 (香川1区)
立憲民主党 鎌田 さゆり議員 (宮城2区)
立憲民主党 枝野 幸男議員 (埼玉5区)
立憲民主党 泉 健太代表 (京都3区)
社 民 党 福島 みずほ代表 (比例区)
国民民主党 浅野 哲議員 (茨城5区)

参議院総務委員会における委員会質問

自治労消防政策議員懇談会に出席いただいた野田国義参議院議員 小沢雅仁参議院議員、広田一参議院議員、岸まきこ参議院議員の4人から、参議院総務委員会において、質問していただいた。

＜主な質問内容＞

- ・ 消防職員の団結権に関すること
- ・ 過去最多の出動件数および現場到着時間が延伸している救急業務に関すること
- ・ 緊急消防援助隊の出動手当の地域間格差および寒冷地仕様の装備に関すること

総務省消防庁の回答(抜粋)

「緊急消防援助隊の装備に関すること」および

「緊急消防援助隊の出動に関する各種手当の地域格差について」

『各消防本部における手当支給の実情をしっかりと把握する』と回答！

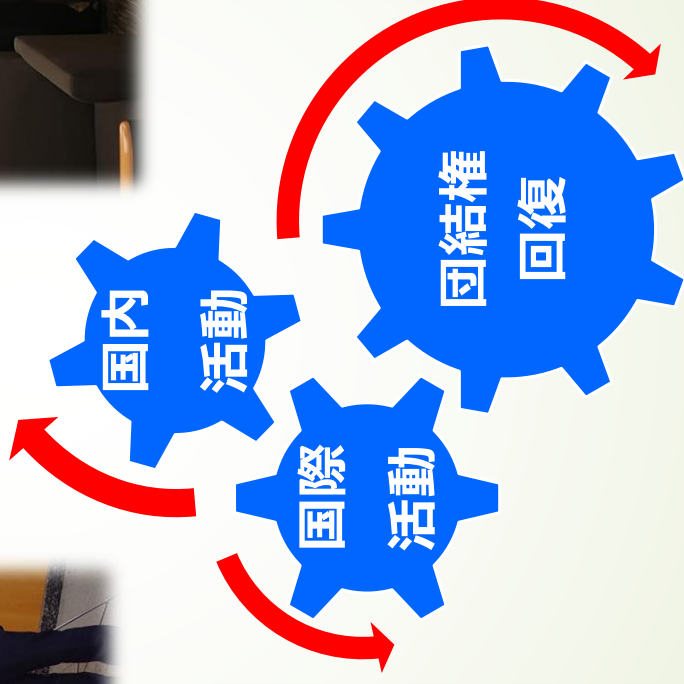


自治体議員連合2024年度第2回全国学習会での課題提起

2024年5月21日、自治労会館にて開催された「自治体議員連合2024年度第2回全国学習会」で、全消協は、「大規模災害対応をはじめとする昨今の消防職場の課題と処遇改善の取り組み」について提起し、自治労組織内・協力議員への理解を求めた。



全消協連帯活動の重要性（全消協の活動目的と、手段・行動）



消防職員委員会について

～ 民主的な職場環境を構築し、
質の高い消防サービスの実現にむけて～

はじめに

1. 消防職員委員会制度とは
2. 消防職員委員会制度の課題
3. 消防職員の団結権回復にむけた現状
4. 自治労と連携した全消協の取り組み

1. 消防職員委員会とは

消防職員の団結権の否定

警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない（地公法52条第5項）

ILO87号（1948年の結社の自由及び団結権保護）条約

第9条

- 1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。
- 2 国際労働機関憲章第十九条八に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

1965年 日本批准（ILOの見解「消防は警察に含まれる」に基づく）

その後（1973年～）、ILOは「消防は警察に含まれない」と改め、日本政府に対し、消防職員に団結権が認められるよう適切な措置をとるべきとの見解を示す。

1995年10月 消防職員委員会制度の創設

自治大臣と自治労との間で、消防職員委員会制度を設けることに合意し、消防組組織法を改正

消防職員からの意見を広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資すること

（日本政府）

「団結権の代償措置」と主張

（労働側）

労働基本権制約の定義にも合致せず、「団結権の代償措置たるものは存在しない」

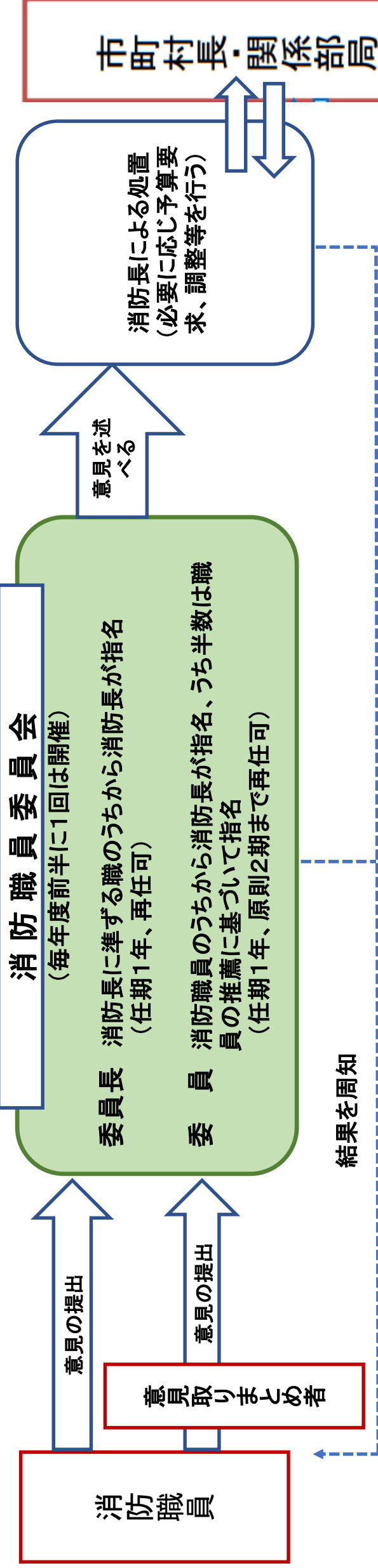
消防職員委員会制度とは

1996(平成8)年10月1日施行

【消防組織法(抜粋)】

第17条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

- 1 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること
- 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること
- 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること



大前提

① 消防職員委員会は、

団結権の代償措置ではない

しかし、

② 消防職員委員会は、消防組織法に明記されている

消防職員の権利です



全消協としての考え方

消防職員委員会を最大限活用し、職場や処遇の改善につなげる

2. 消防職員委員会制度の課題

(委員選出)

- ・所属長の命令で、委員、意見取りまとめ者を選出している消防本部があり、集団的労使関係を代替していない

(意見提出時)

- ・「意見取りまとめ者」や「消防長」が意見を握り潰し、提出段階から事前に対象外とする門前払い
- ・意見を出した個人が特定されてしまうことへの懸念

(制度上の課題)

- ・職員委員会の構成委員の任期は最大2年までと限定。委員会を年に複数回開催することが困難なため、継続した課題を協議できない
 - ・消防長の処置は努力規定のため、委員会の審議を経ても審議結果に拘束力がなく、すべてのケースが改善されるものではない
- ※ 消防庁は、毎年実施する消防職員委員会の運営状況調査の中で、「実施が適当」「諸課題を検討」に分類される改善ケースの公表はしているが、改善されなない事柄や、その理由までは公表していない

- ・消防長の処置に関する協議を行う市町村長・関係部局が、そもそも消防職員委員会制度を認知していない場合もあり、その実効性が担保されていない。認知されていても、市長部局の予算事情で処置されなない場合もある

(周知)

- ・消防庁は消防職員委員会制度について広報・周知をするも、職員への不十分な運営の消防本部も見受けられる(消防庁から送付される消防職員委員会のパンフレットが配布されず、部屋の片隅に積まれたまま)
- ・消防長の処置結果の要旨が職員に十分周知されていないケースもある

令和4年度中の消防職員委員会の運営状況結果及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について（通知） 【消防消第336号 令和5年10月10日】

※通知より抜粋

今回の調査結果から、委員会制度において、告示の趣旨が浸透していないおそれがある消防本部が散見されました。委員会制度の運営をより一層円滑にするため、委員会運営に関する留意事項を下記のとおり通知します。

1 委員の指名に関する事項

27.2%の消防本部においては、消防職員の話し合い等によらず、委員の推薦が行われていた。消防職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話し合いにより行われることが望ましいこと。なお、職員からの推薦がない場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

2 委員長の任期等に関する事項

19.2%の消防本部においては、委員長の在職年数が3年以上であった。委員長の任期は、1年としなければならず、これを再任することもできる。しかし、委員の任期が2期を超えることは認めないため、2期を超えないことが望ましいこと。また、委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰とするものであることから、委員の活発な意見交換を促すよう努めること。

3 意見取りまとめ者の指名に関する事項

(2) 31.1%の消防本部においては、消防職員の話し合い等によらず、管理職の指名等により、意見取りまとめ者の推薦が行われていた。消防職員からの推薦は、職員の話し合い等適宜の方法により行うものであり、意見取りまとめ者全員を推薦に基づき指名することが望ましいこと。なお、職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦する例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

7 審議結果等の周知事項

15.4%の消防本部は、消防長の処置結果について、処置結果のみしか周知していなかった。委員長は、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること。また、周知に当たっては、処置した結果のみならず、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うことが望ましいこと。

8 運営上の留意事項に関する事項

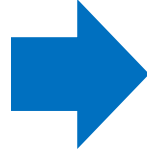
40.2%の消防本部において、「職員が意見を提出しやすい環境づくりに努めること」について取組を行っていなかった。また、36.5%の消防本部において、「委員会の公正性及び透明性の確保に努めること」について取組を行っていなかった。

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくりに並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと。

9 委員会事務局等による説明会等について

36.9%の消防本部においては、平成30年告示改正以降の委員会事務局等による説明会等の実施について、一度も実施していなかった。

委員会事務局は、毎年、新規採用者に対して説明会を実施するなど、制度の周知に努めることが望ましいこと。



消防職員委員会は機能しておらず、労働基本権の代償措置とは言えない！

3. 消防職員の団結権回復にむけた現状

第386次 結社の自由委員会報告(2018年6月9日 第333回ILO理事会承認)

※抜粋

ILO87号条約 消防職員の団結権の付与について、日本政府に11度目の勧告

・ 委員会は、日本政府に対し、関係社会的パートナーとの意味ある協議を、これ以上遅れることなく、また、以前の勧告に従い、以下の事項のため行うことを要請する

1. 公務員に労働基本権を付与すること
2. **消防職員に団結権および団体交渉権を十全に付与すること**

※抜粋

第107回(2018年)ILO総会基準適用委員会第87号条約個別審査議長集約

日本政府に対し、

- ・ 期限付きの行動計画を社会的パートナーとともに策定
- ・ 2018年11月の「専門家委員会」前までに報告を要請

日本政府は、「消防職員委員会制度は定着している」とした上で、以下の通り約束した。

- ① 消防職員委員会の運用方針を改正する
- ② 労働者側と定期的な意見交換の場を持つ

自治労と全消協の取り組みについて

- ① 自治労「消防職員委員会等検討会」を設置（2018.6～）
 - ・「消防職員委員会の組織及び運営の基準」について、総務省公務員課長・消防庁消防救急課長と、計3回の協議を実施

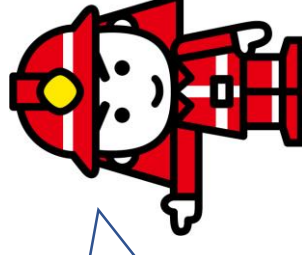
消防庁 消防職員委員会の告示改正を実施

消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について

【消防消第242号 平成30年9月6日】

主な改正点

- ・委員長の任期(1年)の明確化
- ・「提出者の記名・匿名の選択」「連盟で匿名の提出」での意見提出も可能
- ・審議対象外の理由を意見取りまとめ者に通知すること
- ・公正性・透明性の確保、運営上の留意事項を追加



委員会制度の根本的な課題解決とはなっていないため、告示改正後も消防職員委員会の運営に大きな変化はなく、委員会がうまく機能していない

- ② 自治労「消防職員の団結権に関する検討委員会」を設置(2018.9～)
 - ・消防庁との定期協議を開始(第1回(2019.1)～第11回(2023.6)～現在)

⇒ 主要テーマである「消防職員が警察と同視される」問題について、日本政府は従来からの答弁を繰り返すのみ。協議は平行線で議論の進展を見出すことができない状況にある。

4. 自治労と連携した全消協の取り組み

消防職員の処遇改善にむけた取り組み

大規模災害時の緊急消防援助隊の出動で支給される特殊勤務手当の額や支給条件は消防本部毎に取り扱いが異なる実態。時間外勤務手当の支払いも消防本部毎に格差が生じている。



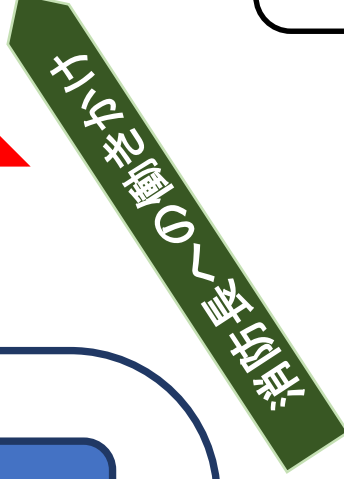
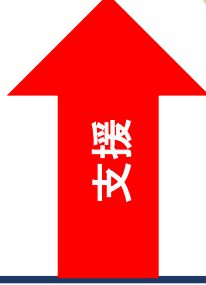
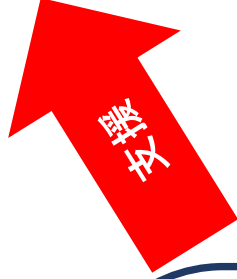
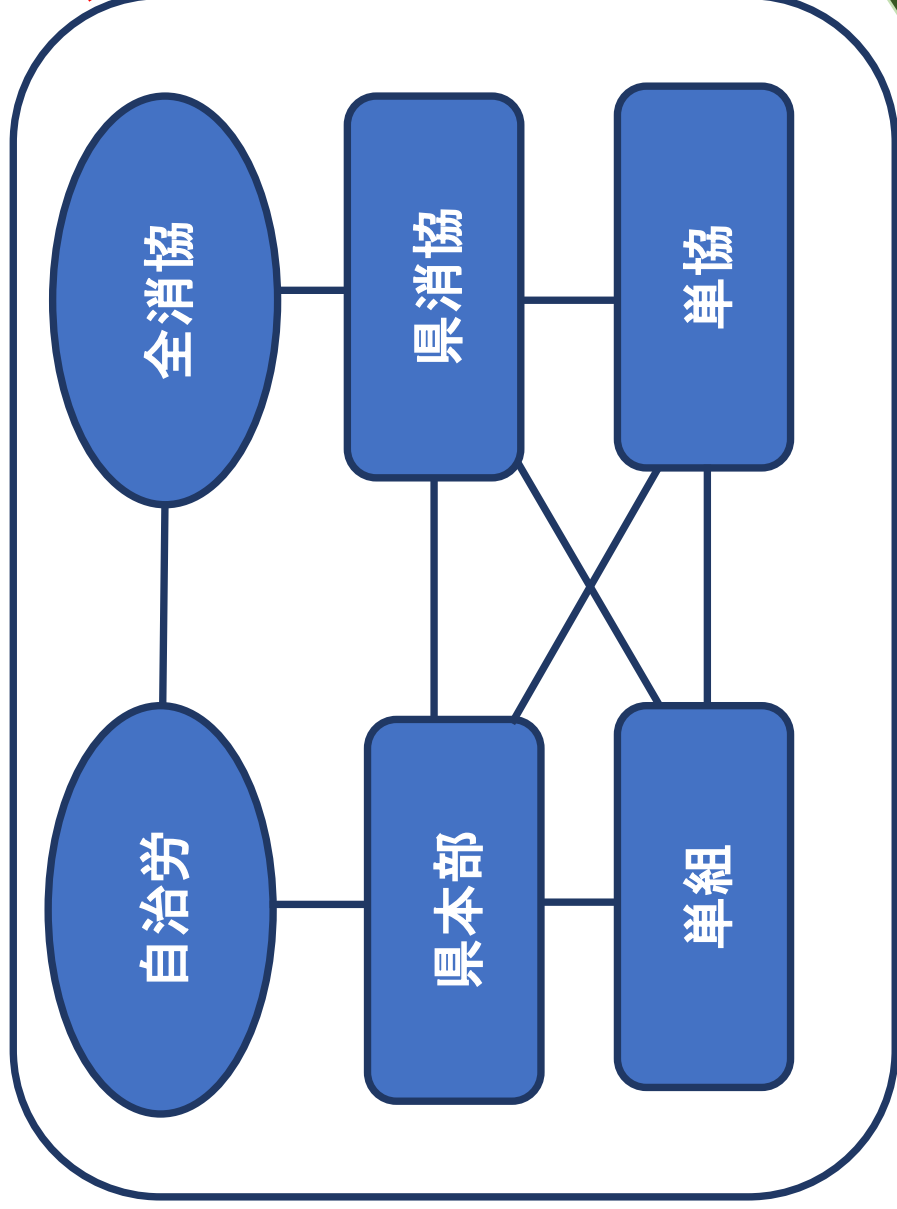
全消協は、地方公務員法が規定する給与の均衡の原則に反する消防本部間の格差解消と同一労働同一賃金の実現をめざし、処遇改善に取り組みます。

⇒ 全消協加盟の単協は、消防職員委員会の意見提出の取り組みを進めます。

⇒ 単協は、消防本部間の格差解消、同一労働同一賃金の実現をめざします。

とりわけ大規模災害における「災害派遣手当」の増額（最低目標：日額1,680円）、時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善などを求め、消防職員委員会に意見を提出します。

自治労・全消協の連携について



消防職員



消防職員委員会



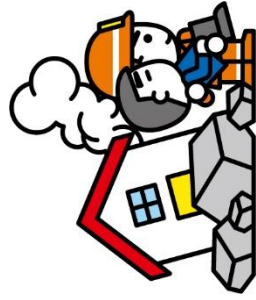
審議結果を消防長に提出

消防長

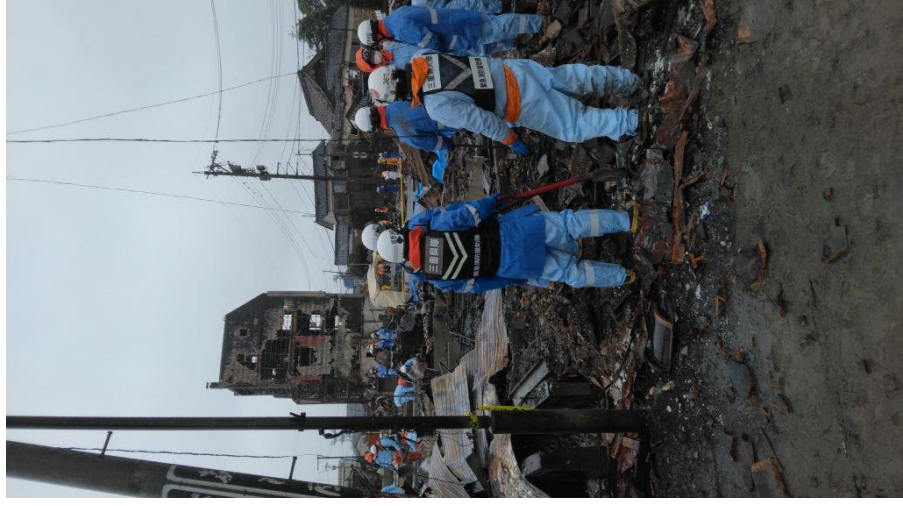


消防庁が「実施が適当」と判断した場合、市長部局と予算折衝することになる

市長部局



消防職員の処遇改善にむけた取り組み



消防職員の処遇改善にむけて

全消協の取り組み

全消協は、地方公務員法が規定する給与の均衡の原則に反する消防本部間の格差解消と同一労働同一賃金の実現をめざし、処遇改善に取り組みます。

⇒ 単協は、消防本部間の格差解消、同一労働同一賃金の実現をめざします。とりわけ大規模災害における「災害派遣手当」の増額（最低目標：日額1,680円）、時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善などを求め、消防職員委員会に意見を提出します。

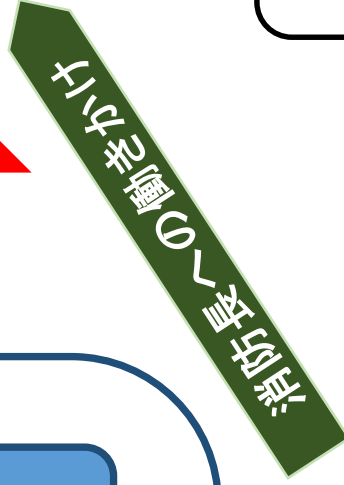
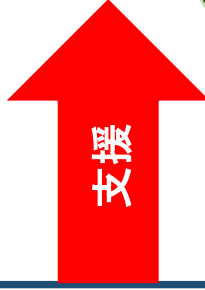
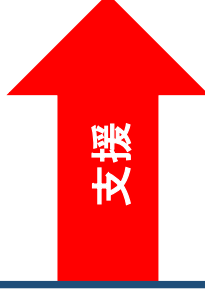
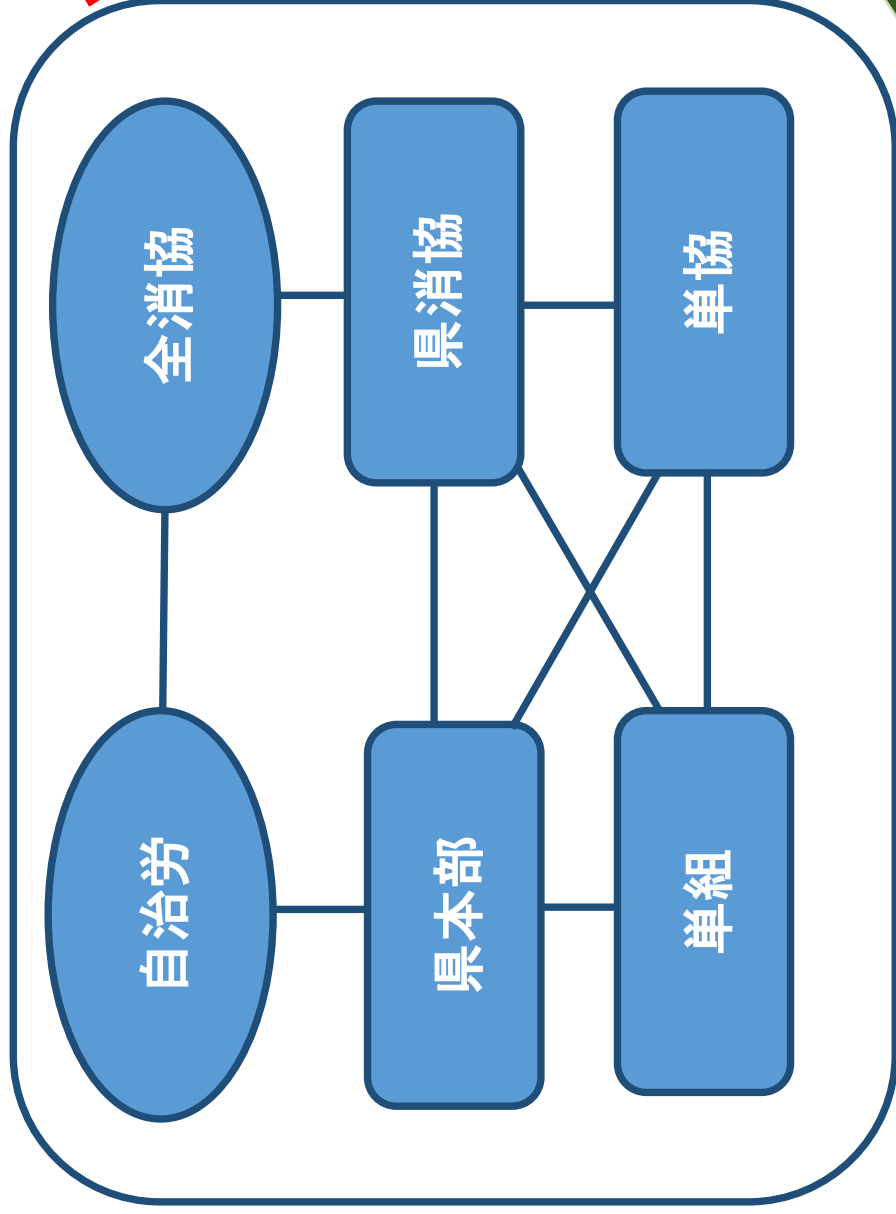
自治労の取り組み

自治労は全消協と連携し、処遇改善にむけて、以下の取り組みを進めます。

- ① 本部は、6月12日に自治労県本部消防担当者会議を開催し、消防職場の課題の共有をはかります。また、県本部は、単組に担当者会議で示された消防職員の抱える課題を単組と共有します。
- ② 単組は、単協における消防職員委員会への意見提出や議会への働きかけの取り組みを支援します。とくに、消防職員委員会の審議結果を消防長が尊重することを求めるとともに、手当支給にむけて首長部局および議会への働きかけを行います。
- ③ 県本部は、単組とともに、これらの単協の取り組みを支援します。

自治労自治体議員連合会員の皆さまとの連携

自治労・全消協の連携について



消防職員



消防職員委員会



審議結果を消防長に提出

消防長



消防庁が「実施が適当」と判断した場合、市長部局と予算折衝することになる

市長部局

